

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号以下。「法」という。）第234条第1項の規定により、
役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年10月23日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

フラワーセンター産業廃棄物収集運搬・処分業務委託

(2) 委託業務の特質等

フラワーセンターの産業廃棄物の収集運搬及び処分

(3) 履行期限

令和9年3月19日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 当該業務を確実に履行できる者
- (3) 法令に違反していない者
- (4) 鹿児島県内に事務所を有する者
- (5) 県税を滞納していない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (7) 入札対象業務に係る事業について許可、認可等を必要とする場合にあっては、その許可、認可等を受けている者
- (8) 営業開始後2年を経過している者又は入札書の提出期限の以前において営業を休止した者で営業再開後2年を経過してゐる者
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

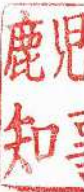
ア 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人



- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人等

3 入札の方法等

(1) 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、入札参加申込みをしなければならない。入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年11月11日（水）午後3時00分

イ 場所 鹿児島県 行政庁舎1階 入札室
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

(4) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所

鹿児島県ホームページからダウンロードによる入手

ウ 入札説明会の開催日時及び場所

入札説明会は実施しない。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当

するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除

5 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書（入札書の押印を省略した場合にあっては、入札者（代理入札の場合は代理人）の署名のないもの）又は入札者の押印のない入札書（入札書の押印を省略した場合を除く。）による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

6 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

7 最低制限価格

設定しない。

8 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出



しなければならない。

9 入札及び契約に関する問合せ先

鹿児島県農政部農産園芸課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3195

FAX番号 099-286-5595

メールアドレス rekanri@pref.kagoshima.lg.jp

